

国水政第 17 号  
気企第 34 号  
令和 5 年 5 月 31 日

各都道府県知事 殿

国土交通省 水管理・国土保全局長  
気象庁長官  
(公印省略)

### 気象業務法及び水防法の一部を改正する法律の一部の施行について

「気象業務法及び水防法の一部を改正する法律」（令和 5 年法律第 37 号。以下「改正法」という。）については、令和 5 年 5 月 31 日に公布され、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 14 条の 2 の改正規定及び水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に第 11 条の 2 を加える改正規定（国土交通大臣による都道府県知事への予測水位情報の提供）については同日から、それ以外の改正規定については同日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から、施行されることとなった。

国土交通大臣による都道府県知事への予測水位情報の提供に係る改正規定が施行されるに当たっては、下記の事項に十分留意して、適切な運用に努められたい。また、速やかに関係事項を貴管内水防管理団体及び関係市町村に周知方取り計らわれ、水防行政の運営に万全を期されるようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言とする。

### 記

#### 1. 国土交通大臣による予測水位情報の提供（気象業務法第 14 条の 2 及び水防法第 11 条の 2 関係）

##### （1）改正の趣旨

近年、自然災害が頻発・激甚化しており、バックウォーター現象などによって本川・支川合流地点における浸水被害が発生する事例が発生している。

こうした中、国指定洪水予報河川（水防法第 10 条第 2 項の規定により国土交通大臣が指

定した河川をいう。)においては、本川・支川一体で水位予測を行うモデルを令和3年から導入しており、精度が高く、長時間先の予測が可能となっている。

これを踏まえ、本川・支川一体の水位予測により国土交通大臣が取得した予測水位情報の活用により、都道府県指定洪水予報河川（水防法第11条第1項の規定により都道府県知事が指定した河川をいう。以下同じ。）の洪水予報の早期発表を図るため、気象業務法及び水防法の改正により、当該情報を、都道府県指定洪水予報河川について洪水予報を行う都道府県知事の求めに応じ都道府県知事及び気象庁長官に提供することとし、当該情報提供を気象業務法第17条及び第23条の予報及び警報の制限の対象外とすることとされた。

また、気象庁は、提供を受けた情報を踏まえて都道府県知事と共同して洪水予報を行うとともに、当該情報の活用にあたって特に専門的知識を要する場合は、国土交通大臣に技術的助言を求めることとされた。

都道府県におかれては、各都道府県指定洪水予報河川における洪水予報の実施状況を踏まえ、予測水位情報の提供（以下「情報提供」という。）の求めの実施について判断されたい。また、現在は都道府県指定洪水予報河川ではない河川についても、本川・支川一体の水位予測により国土交通大臣が取得した予測水位情報の活用により、洪水予報を実施することが可能となると見込まれる場合は、当該河川の洪水予報河川への指定を図り、洪水予報を行うことが望ましい。

## **(2) 予測水位情報の提供の開始に係る手続**

都道府県は、情報提供を受けるにあたっては、以下の協定等の締結・変更を行われたい。

- ① 都道府県は、改正法による改正後の水防法第11条の2の規定に基づき、情報提供の求めを行うにあたっては、地方整備局等へ情報提供の依頼を行った上で、両者間で情報提供に関する包括的な協定を締結されたい。
- ② 都道府県は、地方整備局等及び地方气象台等と共同して、①の包括的な協定に基づき、対象とする河川名及び情報提供の方法等を明記した情報提供の実施要領を定められたい。
- ③ 都道府県は、地方气象台等と共同して、②の情報提供の実施要領を踏まえ、情報提供を受ける都道府県指定洪水予報河川の洪水予報実施要領について、提供を受けた情報の活用に関する内容を追記する等の必要な変更を行われたい。

なお、予測水位情報の提供制度の運用に係る詳細については、別途、「気象業務法及び水防法改正に伴う対応について」（令和5年5月31日国水環第33号）を発出したところであるので、これを参照されたい。